

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 23 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2015

課題番号：23730451

研究課題名(和文) 実体的・会計的利益制御の同時関係に対するガバナンスの影響の分析的・実証的研究

研究課題名(英文) Empirical research on corporate governance on relation between real and accounting earnings management

研究代表者

松浦 総一 (MATSUURA, Soichi)

立命館大学・経営学部・准教授

研究者番号：50554317

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：利益マネジメント手段として取引自体を操作する実体的利益マネジメントと帳簿上で行われる会計的利益マネジメントが、どのような要因で同時決定されているのか、とりわけ企業のガバナンスや税制がどのような影響を与えているのかを検証した。

その結果、強い目標利益達成のインセンティブがある企業が実体的利益マネジメントを利用する傾向があることを発見している。この意思決定に企業のガバナンス、特に機関設計がどのような影響を与えているのかを調べるために、監査役設置会社から監査等委員会設置会社への変更を行った企業を中心に、業績や利益マネジメント水準を検証し、機関設計が利益マネジメントに影響を与えていることを発見した。

研究成果の概要(英文)：This research examines determinants of two earnings management, real and accounting. Especially I focus on effect of corporate governance on two earnings management.

Some evidences show that firms with strong incentive to achieve earnings goal tend to use real earnings management. Then I research effect of board structure on two earnings management.

I find an evidence which change board structure from Company with Company Auditor(s) to Company with Nominating Committee, etc. affects two earnings management levels.

研究分野：財務会計

キーワード：利益マネジメント 租税回避 機関設計

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、経営者による利益マネジメント行動(earnings management)を調整手段の観点から2つに分類し、取引自体を操作しキャッシュフローを調整する実体的利益マネジメント(real earnings management)の決定に焦点を当て、2つの利益マネジメントに対して企業のコーポレートガバナンスが与える影響を実証的に検証することを目的としている。とりわけ利益マネジメントに影響を与える制度として税制に注目し、租税回避行動と利益マネジメントの関係も調査する。

2つの利益マネジメントと租税回避行動は密接な関係があるため、これらの要素を同時に検証することは重要な問題である。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、高い利益を報告するインセンティブと納税額を抑えたいインセンティブが拮抗する状況において、企業のコーポレートガバナンスが、実体的利益マネジメントと会計的利益マネジメントの関係あるいは租税回避行動との関係を実証的に検証し、企業の報告インセンティブと節税インセンティブがどのような関係にあるのか、その関係にガバナンス構造がどのような影響を与えるのかを検証することにある。

具体的には、平成27年度の会社法改正により、会社の機関設計にあたり、新たに監査委員会等設置会社が設けられ、現在200社以上の会社が監査役設定会社から監査等委員会設置会社への変更を行った。監査役設置会社では外部監査役を取締役とは別に置く必要があったが、監査等委員会設置会社に移行することで、外部監査役を設置する必要がなくなる。これは法制度が予定しているガバナンスの強化につながるものであるため、この移行が利益マネジメント行動や租税回避行動に与えた影響を実証的に検証する。

さらに、大企業かつ多国籍企業が他の企業と比べて租税回避行動に従事しているという一般の見解が正しいのかどうかを定量的に検証する。

### 3. 研究の方法

本研究はアーカイバルデータに基づく経験的研究として位置づけられ、公表情報である財務会計情報を収集し、計量経済学的手法を用いた検定を行うことで仮説を検証し、理論の最もらしさを高めようと試みている。

検証させる仮説の導出にあたっては、契約理論のプリンシパル・エージェント・モデルを用いた理論研究やエージェンシー理論に基づく実証研究を行った先行研究に基づき、本研究で統計的に検証する仮説の導出を行う。

会計的利益マネジメント行動の代理変数

として、修正ジョーンズ・モデルの改良版を利用し、実体的利益マネジメント行動の代理変数として Roychowdhary のモデルを用いている。租税回避行動の代理変数として、損益計算書から計算される会計実効税率とキャッシュフロー計算書から計算される現金実効税率などを利用する。

### 4. 研究成果

#### (1) 松浦 (2015) 「租税回避とその決定要因」

本研究は、租税回避行動の決定要因を検証した先行研究をサーベイし、経営者がどのようなインセンティブをもって納税義務を回避しようとするのか、を整理したものである。とりわけ Dyreng et al. (2014) は、近年における大企業や多国籍企業の租税回避行為に注目し、「多国籍企業や大企業は租税回避機会を多く持ち、それを利用することで納税義務を回避している」という主張に対し、過去25年間にわたる実効税率の推移を検証し、多国籍大企業がそうでない企業と比較して、税金費用負担率(会計実効税率)の減少傾向が大きいわけでないことを発見している。

#### (2) 松浦 (2015) 「2つの利益制御行動の同時決定問題」

本研究は、実体的利益マネジメントと会計的利益マネジメントの両方を分析対象とし、2つの利益マネジメント行動の決定要因は何かを検証した先行研究をサーベイしたものである。

2つの利益マネジメントがどのような関係で利用されているのかは、経営者のインセンティブや利用環境によって異なる。実体的利益マネジメントは会計監査などで検出されず、投資家の信頼に影響を与えないが、将来の企業価値を毀損する一方で、会計的利益制御は近年の規制強化により調整が困難となり、発覚されやすく、投資家の信頼を失いやすい。

外生的あるいは内生的なガバナンス・メカニズムにより利益制御を抑制した場合、2つの利益制御がどのような影響を受けるのか、また近年頻繁に行われる様々な法改正や会計基準改正が、2つの利益制御にどのような影響を与えているのか、が今後検証させるべき課題である。

#### (3) 松浦 (2015) 利益マネジメント手段の選択とそのコスト

本研究は、利益マネジメントの手段として実体的利益マネジメントと会計的利益マネジメントを組み合わせ、目標利益を達成しようとする経営者のインセンティブと、両方の利益マネジメントがどのように利用されるのかを検証した論文である。

会計的利益マネジメントは帳簿上の操作のみで実行可能であるため、調整コストは低いと考えられているが、実体的利益マネジメントは取引自体を動かすため、将来の企業価値を損なう可能性を含んでいる。そのため、経営者の目標利益達成インセンティブが高い企業ほど、2つの利益マネジメントを駆使し、コストを払ってでも目標達成する、という仮説を構築し、検証したところ、会計的利益マネジメントのみ、実体的利益マネジメントのみ、両方利用の順で利用していることが明らかとなった。

これは短期的目標達成を目指す経営者は、将来業績を犠牲にしても、目標利益を達成するために利益マネジメントを実行するため、会計基準の厳格化による会計的利益マネジメントの抑制が、実体的利益マネジメントを増加させ、しいては企業価値を減少させる可能性があることを示唆している。

#### (4) 湯下・松浦 (2011)と湯下・松浦 (2012)

本論文は、Kothari, Ramanna, and Skinner (2010) “Implications for GAAP from an analysis of positive research in accounting,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.50, pp.246-286. の翻訳である。米国において、実証会計研究が会計基準設定に与えた影響を緻密にレビューしている本論文を翻訳することで、実証会計研究がもたらす証拠が会計基準設定に対してどのようなインプリケーションを有し、実際に活用されてきたのかを整理できた。

#### (5) 松浦 (2011)

重大な粉飾決算の発覚を発端に会計情報への信頼性が低下したことを受けて設定された金融商品取引法や、近年における会計基準の改正が、利益マネジメントの水準にどのような影響を与えたのかを時系列的に検証した論文である。

先行研究で指摘されている2つの利益制御行動の代替性を考慮して、本稿でも2つの利益制御行動を示す代理変数を推定し、それぞれの時系列的特性を分析した。本稿の図による分析においても、統計的分析においても、米国における先行研究で示されたような、金融商品取引法による利益制御の有意な減少が一部確認できたが、後に会計的利益制御が減少している一方で、実体的利益制御も減少しているため先行研究と整合的な結果ではない。

しかし、平均的には利益制御行動は金融商品取引法を区切りに増加から減少に転じている傾向がみられるため、金融商品取引法の役割である財務報告の信頼性向上に貢献している可能性を本稿の結果は示唆している。

#### (6) Matsuura (2015)

本研究は、業績(1)のレビューに基づき、日本企業のデータを用いて、経営者による租税回避行動を検証したものである。本研究によると、巨大企業あるいは多国籍企業はそうでない企業と比べて顕著に租税回避を行っているわけではない、という証拠が得られている。

具体的には、GAAP 実効税率や Cash 実効税率を租税回避行動の代理変数として、それぞれの時系列的傾向を、大企業や多国籍企業とそれ以外とで比較した場合、実効税率が大企業や多国籍企業で顕著に減少したという証拠は発見できておらず、一般に主張される巨大多国籍企業の租税回避は一般化できるものではないことが考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

松浦総一, 租税回避とその決定要因, 企業会計, 査読無, 2015年8月号, pp.6-7, 2015年

松浦総一, 2つの利益制御行動の同時決定, 企業会計, 査読無, 2015年7月号, pp.6-7, 2015年

松浦総一, 利益マネジメント手段の選択とそのコスト, 立命館経営学, 査読無, 54巻3号, pp.75-90, 2015年

湯下薫・松浦総一, 実証会計研究の分析からの GAAP に対するインプリケーション(下), 立命館経営学, 査読無, 第50巻第5号, pp.115-148, 2012年

湯下薫・松浦総一, 実証会計研究の分析からの GAAP に対するインプリケーション(上), 立命館経営学, 査読無, 第50巻第4号, pp.95-142, 2011年

松浦総一, 2つの利益制御行動の推移と相互関係, 立命館経営学, 査読無, 50巻1号, pp.47-65, 2011年

[学会発表](計2件)

Matsuura Soichi (2016) “Governance Structure Choice: Case of Japanese listed company” International Conference on Business, Economics and Information Technology 2016年03月15日, 名古屋大学(愛知県)

Matsuura Soichi (2015) “Tax Avoidance over 15 years in Japan” International Conference on Business,

Economics and Information Technology,  
2015年03月23日,グアム(アメリカ)

〔図書〕(計2件)

立命館大学会計教育研究会,中央経済社  
『スタートライン会計学』第5章「損益  
計算書」第12章「決算政策」,2012年,  
218頁

古賀智敏・鈴木一水・國部克彦・あずさ  
監査法人編者,同文館出版『国際会計基  
準と日本の会計実務』三訂補訂版,第10  
章「リース資産・負債」1節,2節,第  
18章「工事契約」1節,2節,第28章「セ  
グメント情報」1節,2節担当,2011年,  
750頁

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松浦 総一 (MATSUURA Soichi)

立命館大学・経営学部・准教授

研究者番号: 50554317